

# 静岡県海岸漂着物対策地域計画の概要

## ○基本的事項（背景と目的）

- ・本県は、熱海から伊豆半島、駿河湾、遠州灘に至る約500kmの海岸線を有しており、豊かな自然や景観に恵まれ、全国有数の観光スポットとなっている。
- ・一方で、海岸には漂着した流木や、利用者がポイ捨てしたゴミ等が集まり、海岸環境の悪化が懸念されている。
- ・こうした中、平成21年に「海岸漂着物処理推進法」が制定され、本県においても、海岸管理者、市町、ボランティア団体等による海岸漂着物対策が行われてきた。
- ・本県は、同法第14条に基づき、「静岡県海岸漂着物対策地域計画」を策定し、海岸漂着物対策の推進に係る基本的な方向性を示し、より一層の本県海岸の良好な景観及び環境の保全を図る。

## ○海岸漂着物対策の基本的な方針と考え方

### 基本的な方針

**海岸は県民の健康で文化的な生活の確保に重要な役割を果たしている県民共有の財産**

現在及び将来の県民が海岸のもたらす恵沢を享受することができるよう、

- ・良好な景観
- ・生物の多様性
- ・公衆の衛生 等

海岸の総合的な環境について、その良好な状態を保全するとともに、海岸漂着物等によって損なわれる環境を再生する。

### 基本的な考え方

#### (1)海岸漂着物等の円滑な処理に関する事項

- ア 海岸管理者の処理の責任
- イ 市町の協力義務
- ウ 市町の要請
- エ 地域外からの海岸漂着物に対する連携
- オ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他の関係法令の適用関係
- カ 大量の海岸漂着物等が存する地域における処理の推進等
- キ 県による援助
- ク 廃棄物処理施設の整備の推進

#### (2)海岸漂着物の発生抑制に関する事項

- ア 3Rの推進による循環型社会の形成
- イ 発生の状況及び原因に関する実態調査
- ウ 不法投棄の防止
- エ 海底堆積物及び海上漂流物の回収・処理の推進

## ○静岡県の重点区域及びその内容

重点区域は、海岸の景観や生態系等の自然条件、海岸の利用状況、経済活動等の社会的条件について総合的に検討し、3沿岸（伊豆半島沿岸、駿河湾沿岸、遠州灘沿岸）の全域とした。

<各沿岸の特徴>

	伊豆半島沿岸	駿河湾沿岸	遠州灘沿岸
自然景観資源	○	○	—
良好な景観	○	○	○
国立公園	○	—	—
自然公園	—	○	○
特定植物群落等	○	—	○
天然記念物等	○	○	—
生物	○	○	○
観光・レクリエーション利用	○	○	○
漁港利用・港湾利用	○	○	○
保安林	—	○	○
歴史・文化	—	○	—
海岸保全施設	—	○	—

## ○関係者の役割分担及び相互協力に関する事項

<海岸管理者（県・市町）>

- ・管理する海岸の清潔の保持
- ・市町と連携した海岸漂着物等の回収・処理
- ・県へ発生状況等の報告

<国>

- ・基本方針の策定
- ・海岸漂着物対策推進会議の設置、専門家会議の活用
- ・外交上の適切な対応 等

<県>

- ・地域計画の策定
- ・国・他都道府県・市町との連絡調整・協力要請
- ・適正処理に関する技術的助言
- ・発生状況等の把握 等

<市町>

- ・海岸管理者と連携した海岸漂着物等の回収
- ・市町施設への海岸漂着物の受入れ・処理、その他適正処理の確保
- ・海岸管理者への要請
- ・民間団体等への活動支援
- ・海岸漂着物等の適正処理について助言 等

<民間団体>

- ・県や市町と連携した清掃活動の実施
- ・普及啓発、環境教育の取組への参画

<県民>

- ・マナー、モラルの徹底
- ・海岸清掃への参加
- ・3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進



## ○海岸漂着物対策の実施に当たって配慮すべき事項その他海岸漂着物対策の推進に関し必要な事項

- ・モニタリングの実施
- ・地域計画の変更
- ・災害等の緊急時における対応